

鶴ヶ島市栄小学校 PTA 会則

第一章 名称および事務所

第1条 この会は、栄小学校 PTA という。

第2条 この会は、事務所を鶴ヶ島市立栄小学校に置く。

第二章 目的および活動

第3条 この会は、保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- 1 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
- 2 保護者と教師の研修に務める。
- 3 児童の生活環境をよくする。

第三章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補を推薦しない。
- 4 学校の人事その他管理に干渉しない。

第四章 会員

第6条 この会の会員となることのできる者は、栄小学校に在籍する児童の保護者と、教職員とする。

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は1家庭年額2400円。

但し会員が退会の場合は、会費の返金をしない。

第8条 この会の会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第五章 会計

第9条 この会の活動に要する経費は、会費、その他の収入によって支弁される。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第六章 役員および委員

第12条 この会の役員および委員は、次のとおりとする。

1 役員

- ① 会長1名 副会長若干名 幹事若干名(P・T) 会計3名(P・T)を本部役員とする。
- ② 各委員会正副委員長
- ③ 監事 3名(P・T)

2 委員若干名

第13条 本部役員の任期は2年、それ以外の役員および委員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、後任者が就任するまではその職務を行う。

第14条 役員、委員の選出は次のとおりとする。

1 次年度の役員および委員の選出は次の方法とする。

- ① 本部役員および補欠1名は、本部役員で選出する。但し、幹事若干名、会計1名は本校職員より選出する。
- ② 監事（P2名）は運営委員会が推薦する。
監事（T1名）は本校職員より選出する。
- ③ 委員は、1年生を除く各学年より6名および補欠1名を選出し、2名ずつ美化委員会と広報委員会と教養委員会に属する。
- ④ 地区愛護委員は各愛護班より1名選出し、愛護四役及び補欠については全保護者（免除者を除く）を対象にくじ引きで選出する。
- ⑤ バザー実施年度のバザー実行委員は各学級より2名選出する。

2 前項の選出については、会長が召集する。

3 役員の承認の手続きは、運営委員会の協議を経て、総会の承認を求める。

第15条 役員および委員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- 3 幹事は、事務、書記、次年度の本部役員および委員の選出を担当する。
- 4 会計は、会計事務を処理する。
- 5 監事は、会計の監査にあたる。
- 6 美化委員は、学校全体の美化活動にあたる。
- 7 地区愛護委員は、地区活動と児童の安全をはかる活動にあたる。
- 8 広報委員は、広報活動にあたる。
- 9 教養委員は、会員の教養を高める活動にあたる。
- 10 バザー実行委員は、バザー実施の準備・運営にあたる

第七章 総会

第16条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第17条

- 1 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は毎年度当初に開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員1/10以上の要求があった時開催する。
- 2 総会は、会員2/3以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第18条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第八章 運営委員会

第19条 運営委員会は、総会に次ぐ会の議決機関であり、運営委員は本部役員及び各委員会正副委員長をもって構成する。総会で議決された計画に沿って活動が進むよう企画運営にあたる。

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めた時、または運営委員会1/4以上の要求があった時開催する。

第21条 運営委員会は、運営委員の2/3以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。

第九章 委員会

第22条 この会に、次の委員会を置く。

- 1 美化委員会、学校全体の美化活動を進め、運営に当たる。

- 2 地区愛護委員会、地区活動を通じて児童・会員・学校・地域の連携をはかり、児童の健全育成と安全確保に務める。
- 3 広報委員会、この会の全員に対し、また必要に応じてその地域社会ならびに関係諸機関および諸団体に対し情報の伝達、意見の交換に務める。
- 4 教養委員会、研修等を行い会員の教養を高め、会員相互の親睦を図る。

第 23 条 本校の教職員は、運営委員会、美化委員会、地区愛護委員会、広報委員会、教養委員会のいずれかに属する。

第十章 附則

第 24 条 この会の細則は、別に定める。

第25条 この会の会則変更は総会において、出席者の 2/3 以上の賛成がなければ改正することができない。

第 26 条 この会則は、昭和 57 年 6 月 1 日より施行する。

- 1 平成 2 年 5 月 12 日 第四章第 7 条 一部改正
- 2 平成 4 年 5 月 9 日 第六章第 13 条、14 条を改正
鶴ヶ島町立栄小学校を鶴ヶ島市立栄小学校に改正
- 3 平成 5 年 5 月 15 日 第六章第 14 条 一部改正
- 4 平成 6 年 5 月 7 日 第六章第 12 条 一部改正
- 5 平成 7 年 5 月 20 日 第六章第 14 条 一部改正
- 6 平成 9 年 5 月 17 日 第四章第 7 条 一部改正
第六章第 14 条、第 15 条 一部改正
- 7 平成 10 年 5 月 16 日 第四章第 7 条 一部改正
第六章第 14 条 一部改正
- 8 平成 12 年 2 月 5 日 第六章第 14 条、第 15 条 一部改正
第九章第 21 条、第 22 条 一部改正
- 9 平成 13 年 5 月 19 日 第六章第 14 条、第 15 条 一部改正
第九章第 21 条、第 22 条 一部改正
- 10 平成 15 年 5 月 17 日 第五章見出し 改正
第六章第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条 一部改正
第八章第 19 条 一部改正
第 21 条 追加
第九章第 22 条、第 23 条、第十章第 24 条、第 25 条、第 26 条
条文の番号を変更
- 11 平成 16 年 5 月 15 日 第六章第 14 条、第 15 条 一部改正（平成 17 年度より施行）
第九章第 22 条、第 23 条 一部改正（平成 17 年度より施行）
- 12 平成 23 年 5 月 2 日 第二章第 3 条、第 4 条 一部改正
第四章第 6 条 一部改正
- 13 平成 31 年 2 月 12 日 第六章第 12 条、第 14 条、第 15 条 一部改正
第九章第 22 条、第 23 条 一部改正
- 14 令和 2 年 1 月 16 日 第六章第 13 条、第 14 条 一部改正
- 15 令和 2 年 10 月 26 日 第六章第 13 条、第 14 条 1①、③ 一部改正
第六章第 14 条 1④ 削除

第六章第 15 条 3 一部改正

第六章第 15 条 11 削除

第九章第 22 条 5 削除

栄小学校 PTA 細則

第1条 会長に欠損が生じた時は、運営委員会において副会長の中より選出する。
任期は前任者の残任期間とする。

第2条

- 1 本部役員に欠損が生じた時は、運営委員会において本部内で補充する。
但し、9月末日までに欠損が生じた時は、補欠から補充する。
補充された者の任期は、補欠期間を含め2年間とする。
- 2 各委員会の委員に欠損が生じた時は、補欠から補充する。
各委員会役職者に欠損が生じた時は、現委員より役職に就任し、補欠は平委員として補充する。
補充された者の任期は、補欠期間を含め1年間とする。
但し、2学期以降に欠損が生じた時は、委員の補充は行わない。

第3条 総会では会員の異動、新役員に関する報告ならびに年間計画案及び予算案を審議決定するとともに、会計監査を経た収支決算報告の承認を行う。

第4条 委員は、会長が委嘱し、委員長、副委員長は委員の互選による。

- 1 会長は、特別委嘱委員を選出し、運営委員会の承認の下に委任することができる。
- 2 本部役員経験者は、全ての子に対して次の※役職を免除とする。但し、愛護委員会の役職については、任期終了後5年間を免除とする。本人が希望する場合は、これを妨げない。
※役職→美化委員会委員長・副委員長・教養委員会委員長・副委員長・広報委員会委員長・副委員長・推薦委員会副委員長・愛護委員会委員長・副委員長・資源代表・資源副代表
- 3 各委員会※役職経験者は原則として任期終了後5年間の※役職を免除とする。但し、本人が希望する場合は、これを妨げない。
- 4 愛護委員経験者は、原則として任期終了後5年間の愛護四役および補欠を免除とする。
但し、本人が希望する場合はこれを妨げない。

第5条 会計、監事の選出は次のとおりとする。

会計 3 名 (P 2、T 1) 監事 (P 2、T 1)

第6条 運営委員会は、他の各委員会の意見を統合整理して、年間事業計画を立案する。
財政、経理の運営及び総会の議事日程を立案する。

第7条 校長は、学校管理ならびに教育上必要な事項について、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第8条 役員の旅費は、旅費実費を支給する。

第9条 役員及び会員が PTA 活動中傷害事故に遭遇した際の補償の基準を、次のように定める。

- 1 死亡の場合、慶弔費より支出し、1万円と花環一基を贈る。
- 2 傷害（通院）の場合、慶弔費より支出し、初診料と治療費を贈る。
但し、治療実費は2,000円以内とする。
- 3 傷害（入院）の場合、慶弔費より支出し、見舞金5,000円を贈る。

第10条 会員（児童も含む）についての慶弔の基準は次のとおりとする。

- 1 会員の死亡 10,000 円（香典）
- 2 配偶者の死亡 “ “
- 3 児童の死亡 “ “
- 4 会員及び事項の負傷及び疾病（14日以上入院治療）

5,000 円（見舞金等）

- 5 火災、風水害による災害については、実状により運営委員会で決定する。
- 6 役員及び教職員の転退職については、運営委員会で決定する。
- 7 その他、特に慶弔を必要とするものについては、実状により運営委員会で決定する。
- 8 この適用を受けたときは返礼しない。

第 11 条 小・中学校間及び自己都合によるものを除き、教育制度上の事情（特別支援教室等の設置）により子どもが複数校に在学する場合は、当該 P T A 間で同一世帯の P T A 会費の取扱いについて協議する。

※特別支援教室等とは、現行学校教育法 7 5 条に規定されている「特殊学級」と類似同義であり、近年中に法改正が予定され「特別支援教室」（仮称）となる見込みであることから、先行的に使用している。

第 12 条 個人情報の取り扱いについては、鶴ヶ島市 P T A 連合会個人情報保護取扱規定に準ずる。

第 13 条 この細則は、運営委員会において改正することができる。

- 1 改正の結果は、次期総会において報告しなければならない。
- 2 平成 10 年 5 月 16 日 第 10 条 一部改正
- 3 平成 13 年 5 月 19 日 第 4 条 一部改正
- 4 平成 18 年 5 月 12 日 第 11 条 追加
第 12 条 条文の番号を変更
- 5 平成 26 年 5 月 2 日 第 4 条 2 追加
- 6 平成 29 年 4 月 28 日 第 4 条 3 追加
- 7 平成 30 年 4 月 15 日 第 12 条 追加
- 8 平成 31 年 2 月 12 日 第 4 条 3 削除
- 9 令和 2 年 1 月 16 日 第 2 条 一部改正
- 10 令和 2 年 1 月 16 日 第 4 条 3 追加
- 11 令和 2 年 10 月 26 日 第 2 条 1 一部改正
第 2 条 2 追加
第 4 条 4 追加